

「京やましろわくわくマップ」情報発信規約

(目的)

第1条 子育て支援サイト「京やましろわくわくマップ」の運用による情報発信を行うにあたり、京都府山城広域振興局（以下「京都府」という。）及び投稿用アカウントの取得者（以下「投稿者」という。）の留意すべき事項を明らかにし、適正に運用されることを目的とする。

(投稿できる情報)

第2条 「京やましろわくわくマップ」に投稿できる項目は、次のとおりとする。

- (1) 山城地域内のイベント、行事等に関する情報
- (2) 山城地域内の社会資源に関する情報
- (3) その他京都府が必要と認めた情報

2 京都府は、他の投稿者と投稿情報が重複している場合、また、投稿の内容が誤っていると判断される場合、投稿した情報の修正又は削除を投稿者へ通知し、その対応を依頼することができる。

(投稿の基準)

第3条 京都府は、投稿の内容が以下の項目に該当する場合は投稿を削除することができる。

- (1) 責任の所在が不明な情報
- (2) 京都府が投稿者を支持、またはその商品やサービスなどを推薦、あるいは保証しているかのような表現を含む情報
- (3) 公序良俗に反し、社会秩序を乱すような表現あるいはコンテンツを含む情報
- (4) 人権侵害・差別・名誉棄損・プライバシーの侵害・信用棄損・業務妨害となる恐れのある情報
- (5) 氏名・写真・談話・および商標・著作権などを無断で使用した情報
- (6) 詐欺的なもの、いわゆる不良商法とみなされる情報
- (7) 自動的にウインドウが多数開くなど閲覧が不快と思われるサイトのリンク情報
- (8) 京都府の信頼を害すサイトのリンク情報
- (9) 法令に違反し、又はその疑いがある情報
- (10) 政治性のあるもの又は選挙に関する情報
- (11) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関する情報
- (12) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥する情報
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団に関する情報

- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でない情報
- (15) 個人・団体の意見広告及び名刺広告等の情報
- (16) 社会問題についての主義主張や係争中に関する情報
- (17) 国内世論が大きく分かれている情報
- (18) その他、京都府が投稿内容に不適切と判断する情報

(投稿用アカウントの取得)

第4条 「京やましろわくわくマップ」に投稿しようとする者は、「京やましろわくわくマップ」投稿用アカウント取得申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)を京都府に提出し、投稿用アカウントを取得するものとする。

(投稿用アカウントの発行)

第5条 前条の申請書提出時には京都府はこれを審査し、投稿用アカウントの発行を決定する。

(投稿用アカウントの管理)

第6条 投稿者は、投稿用アカウントのログインメールアドレスとパスワードを適正に管理する。

2 投稿用のアカウントの乗っ取り、成りすましが発生した場合には京都府にすみやかに報告する。

(投稿用アカウントの削除)

第7条 京都府は、第3条の基準により削除された投稿をした投稿用アカウントに対し、制限や削除をすることができる。

(投稿の方法)

第8条 投稿用アカウントを取得した投稿者は「京やましろわくわくマップ」に投稿することができる。

(個人情報の保護)

第9条 投稿用アカウント発行に伴う以下の投稿者の登録情報及び投稿内容情報を、京都府個人情報保護条例(平成8年1月9日 京都府条例第1号)の規定に基づき、適正に管理することとし、投稿者はこれに同意するものとする。

(1) 投稿者の登録情報(投稿用アカウント取得申請書より収集する)

ア 申請者(団体代表者)の職・氏名(投稿者に連絡を取る際に利用)

- イ 団体名（投稿者に連絡を取る際に利用）
- ウ 投稿責任者（投稿者に連絡を取る際に利用）
- エ 投稿開始予定日（投稿時期の把握に利用）
- オ アカウント名（投稿内容の把握に利用）
- カ アカウント登録メールアドレス（投稿者に連絡を取る際に利用）
- キ パスワード（投稿者がパスワードを忘れた場合の情報提供に利用）
- ク 配信内容（投稿内容の把握に利用）
- ケ 発信頻度（投稿内容の把握に利用）
- コ 運用体制（投稿体制の把握に利用）

2 京都府は、申請書に記載された情報のうち、以下の情報をためま株式会社に提供するものとし、申請者はこれに同意するものとする。ためま株式会社は、京都府より提供された以下の情報を適正に管理する。

ア アカウント名（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用）

イ アカウント登録メールアドレス（ためま株式会社からのサービスの提供、サービスに関連した各種情報提供、各種問合せへの対応に利用）

ウ パスワード（正当な投稿者かどうかを判断するために利用）

（サービス提供の終了）

第 10 条 京都府の都合により、「京やましろわくわくマップ」の継続的な提供が困難と判断された場合、京都府はサービスの提供を終了することができる。

2 京都府は前項によりサービスの提供を終了する時には、事前に投稿者に通知するものとする。

（その他）

第 11 条 その他、情報の取り扱いについては、京都府情報セキュリティ基本方針及び京都府情報セキュリティ対策基準に準ずるものとする。